

第3次行政改革大綱（素案）に関するご意見と市の考え方

番号	項目	意見概要	市の考え方
1	第5章	限られた予算の中で、高い市民満足度を得ていくためには、その前提として「市民ニーズの的確な把握」が欠かせません。幅広い市民の思いを聴取するシステムをどう構築していくか、ということが市民満足度の向上にとっても重要であると思います。 「情報提供の推進」に関する項目がなく、市民への情報公開を「情報公開制度」の範疇に収めたいとの意向を感じる。理由としては、市民意見聴取の不十分さがあり、行政が行われている施策と住民の願いの「ギャップ」がある。その「ギャップ」を埋めることなくして、一生懸命行政改革を断行されたとしても、財政面での改善は見られたとしても、市民満足度の向上につながらない危険性は十分にあると思います。 「市民ニーズの把握」部分についてのさらなる検討を要求したいと思います。	より多くのご意見をいただけるよう、パブリックコメント制度や市政懇談会を実施することにより市民の皆様と直接お話しする機会を設けています。また、各種計画を策定する際のアンケート調査など様々な方法をとおして、市民ニーズの把握に努めてきました。 今後についても、市民の皆様からより多くのご意見をいただけるよう取り組みを継続し、その実施方法等を工夫してまいりたいと考えています。 また、市民への情報提供を行う際には、「わかりやすさ」にも配慮するよう努めていくこととし、策定の検討にあたっての参考とさせていただきます。
2	5章 1(1)	「中・長期的展望に立った財政運営」について 市庁舎建設が財政に与える影響と、その財源捻出はどうするのですか。	市庁舎建設には多額の経費が必要と見込まれます。基本的に国や府の補助制度がないため、一般財源で賄わなければなりません。合併特例債を活用できる可能性があります。合併特例債を活用できれば非常に有利な財源となりますので財政負担は軽減できると見込まれます。しかしながら、厳しい財政状況の下では、起債の発行自体が厳しくなっていくなか、合併特例債を活用できるといっても事業費の一部は一般財源で賄わなければなりません。そういったなかで、将来世代に過度な負担を残さないように努めていきたいと考えています。
3	5章 1(3)	「経費の節減・事務の合理化」について 適正化していく職員には、正職員だけでなく、いわゆる非正規職員（再雇用、嘱託、臨時）も当然含んでください。「正規減らして非正規増える」ではダメです。	各事務事業の事業特性や事業量、事務量をふまえて定員の適正化を進めていきたいと考えています。
4	5章 1(5)	「市有財産の適正化と有効活用」について 廃校になった旧小学校の活用について触れてください。また、園部公民館と八木公民館の使用不可対策はどうするのですか。	市の公共施設等については、公共施設等の全体の状況を把握する公共施設等総合管理計画を策定し、施設の長寿命化、施設の統廃合など適正化を図りたいと考えています。
5	5章 3(1)	「市民参画の推進」について 審議会・委員会に「市民参画機会を拡充する」というのは「公募委員を導入すること」です。が、現状はまだ不十分です。市民が入っていても、いわゆる「あて職」では、「参画しようとする市民が参画できる」状態にはなっていません。高度な専門性が必要か個人情報扱う審議会等以外は原則公募委員を導入するべきです。	市民のみなさんの意見が市政に反映できる仕組みづくりが必要であると考えています。その仕組みである市民参画の実現は、多様なニーズに対応し、それぞれが満足感の高い豊かなまちづくりにも繋がります。策定の検討にあたっての参考とさせていただきます。
6	第6章 2(1)	「第3次南丹市行政改革推進計画の策定」 適切な進行管理と実施内容の見直し・改定のために、行政改革推進委員会が関わることを明記してください。「行政会議を活用する」とされているが、行政会議は市役所内部の組織であって、そこには第三者（市民）の眼が入っていません。計画だけでなく、計画通り進んでいくために当然外部の眼を入れるべきです。その役割は、まさにその名前のおり行政改革推進委員会が担っていくこととしてください。	行政改革の推進には市民の皆様のご理解とご協力は欠くことはできず、行政と市民が一体となって取り組むことが必要であると考えています。 本委員会の任期は、条例の規定により1年となっています。第3次行政改革大綱においては、委員会に進捗等の報告をするのではなく、様々な市民の皆様からご意見をいただき、当然のことながら市役所自らが厳しく進行管理をしていくように考えています。行政改革推進委員会は、重要な諮問事項が生じた場合に新たな委員を選任し、ご意見を賜りたいと考えてます。
7	その他	「行政改革推進委員会委員の任期について」 条例では、「任期1年」になっていますが、こんな大綱を策定するための短い任期ではダメです。5年間同じ委員で続けるかどうかはともかく、大綱をつくって終わりではなく、その進捗を管理していくことも、つくった委員会および委員の使命です。条例の「1年」は改めてください。 また、計画期間5年間の進行管理のためには、当然5年間、委員会が存在していなければなりません。	

◆提出いただいたご意見は趣旨を変えない範囲内で、文言等の調整をしているものがございます。